

議案第94号 小松島市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例について

《改正の趣旨》

行政不服審査法が全部改正されることに伴い、同法を引用する部分を改正するもの。

小松島市職員の退職手当に関する条例(昭和29年小松島市条例第3号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
(退職手当の支払の差止め) 第13条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、 当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者に対し、 当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分 を行うものとする。 (1)・(2) 略 2・3 (略) 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める 処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、 <u>行政不服審</u> <u>査法(昭和37年法律第160号)第14条第1項又は第45条</u> に規定する 期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変 化を理由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対 し、その取消しを申し立てることができる。 5~10 (略)	(退職手当の支払の差止め) 第13条 退職した者が次の各号のいずれかに該当するときは、 当該退職に係る退職手当管理機関は、当該退職した者に対し、 当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分 を行うものとする。 (1)・(2) 略 2・3 (略) 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める 処分(以下「支払差止処分」という。)を受けた者は、 <u>行政不服審</u> <u>査法(平成26年法律第68号)第18条第1項本文</u> に規定する期間が 経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理 由に、当該支払差止処分を行った退職手当管理機関に対し、そ の取消しを申し立てることができる。	改正